

別添 1

都市計画公聴会 公述申出書(写し)

公述申出書

（鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定））

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

2019年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 2 理由 | 別紙のとおり |



別紙

1. 意見の要旨

基本的に市へ協力することで考えておりましたが、どう考えても現在のごみ処理施設を建設する場所は、適正な場所とは程遠い場所で反対である。

2. 理由

- イ) 現在、計画されているごみ処理施設の場所は2019年3月作成のハザードマップでは3～5m浸水想定区域になっているにも関わらず、なぜ候補地になったのか理解できない。ハザードマップの発行が建設候補地として決定後（当初4.2ha；2016年3月、見直し1.7ha；2019年4月）、最新の情報とともに重大なリスクとして何故再検討されなかったのか、最近、想定外の災害が多くなっている中、潜在的危険性がわかつてながら何故、いまの場所に決める必要があるのか、現在の候補地はハザードマップで隣接する北側、東側エリアが広範囲に5m以上浸水想定区域になっている。
- ロ) 候補地のリスク分析（評価）が甘い。将来起こりうる災害について地域特性が何故考慮されていないのか、起こりうることを想定し建設候補地を考えていただきたい。候補地選定は、当然、自然災害等を想定した評価を実施すべきと考える。また、候補地選定の組織委員の中に災害の専門家がいましたか。
- ハ) 次期ごみ処理施設の建設候補地は、2016年3月、約4.2haが計画されていた、だが建設候補地の一部から有害物質が検出されたことで、2019年4月約1.7haに縮小、ごみ処理施設のみ整備することになっているが、ごみ処理施設の面積としては狭いのでは？大規模災害時の防災拠点等を考慮した条件と約1.7haの面積で、各ごみ処理設備メーカーへ確認されたと推測するが、何社へ問い合わせし、何社が建設可能と判断されたのか？また、その時の条件を含め知りたい。
- ニ) 現在計画されている場所の候補地として決定の際、近隣住宅地との距離は評価基準の項目としてありますか？また、環境条件、立地条件等を考慮し候補地の選定が実施されたとは考えられない。場所有りきで、ことが進んでいる。
- ホ) 隣接するエリアに新産業集積エリア鳥栖の計画があるが、誘致活動に影響はでないのか？普通の企業であれば、ごみ処理施設が近くにあれば商業地域としては候補地から外すことが考えられる。この件について [REDACTED] 橋本市長へ質問した。
回答は、『最近のごみ処理施設は町の真中にできているから問題ない』の回答であった。
では、新庁舎建設後、旧庁舎跡地にごみ処理施設を計画し、実行されたら如何でしょう。

以上

公述申出書(ごみ焼却場の案件について)

令和元年 9月 24 日開催予定の公聴会において、
下記の通り意見を述べたいので申し出ます。

令和元年 9月 17 日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人

住所

氏名



意見の要旨

- 1、本件のごみ焼却施設建設について最も重視すべき事は、周辺地域住民の理解と協力の確保に関する法律の順守です。H30.6/15 開議決定項目(7)等

⇒ 資料1

ごみ焼却施設建設の許可基準は、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺施設に適正な配慮がされている事です。⇒ 資料1

次に、本案に対する小森野住民の反対署名の集計結果です。⇒ 資料2を映像で説明。 続いて資料3は、小森野自治会のアンケートのまとめです。

これらの調査結果により、住民の多くがごみ焼却場の案件には反対です。反対の署名をしてない多くの人も本心は小森野の隣接地にごみ処理施設はない方がいいとの考えが殆どです。前コミセンター長も現在のセンター長も小森野住民多数の意見に同意すると聞いています。

本案件に反対する多数意見の根本は、建設予定の場所で、その最大理由は、北よりの風の影響で、過去のごみ処理施設のばい煙や匂いの嫌悪感が残っているのに、また隣接地住民への配慮なく処理施設を造る事への不快感です。 ⇒ 資料4

- 2、次に、小森野住民への健康と、居住環境影響への懸念です。 煙突から排出される飛灰の影響を風の影響で累積的に受ける小森野住民の喘息や肺疾患等の不安です。これに関連して自然環境豊かで住み良い小森野への転住者減も懸念され、加えて、宝満川の南に位置する保育園や小学校、高専、中央病院そして医学部病院への影響も心配されます。また、ごみ焼却場を鳥栖市側が公的に迷惑施設と認めている資料もあります。
- 3、最後に、本案のごみ焼却予定地は、総合的にみると最適地ではないと考えられます。 資料5、6のように2市3町の中心部から離れた焼却場は、長期的には膨大な輸送経費になるでしょう。更に鳥栖市への信頼の問題です。予定地変更を多角的総合的に再検討しなければ、久留米市民は鳥栖市側の独善的な考えに疑問と不信感を募らせ、裁判問題が発生すると、新聞報道等で鳥栖市の評価や経済・文化にも影響が出るでしょう。小森野及び久留米市住民の要望と期待に沿う再検討を切望します。

資料 1

ごみ焼却場案件に関わる基本的理念と 関連法律及び条例

1) 廃棄物の処理に関する法律（法律 第 137 号）

上記 法律第 9 条の 4 ⇒ 周辺地域への配慮

廃棄物処理の届出をした市町村は、当該一般廃棄物処理に係わる周辺地域の生活環境の保全に配慮するものとする。

（注：周辺地域とは国語辞典で確認するとその地点の周りの意味だから小森野、安楽寺、下野町、あさひ新町も入る）

2) 廃棄物処理施設建設の許可の基準（第 8 条の 2）

処理施設設置及びその維持管理の計画が、周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺施設に適正な配慮がされたものである事。（周辺施設とは公民館、公園、保育園、小学校、高専、中央病院、生鮮市場、老人保養施設、飲食店 等）

3) 廃棄物処理施設計画[平成 30. 6 /19.閣議決定]

項目(7)地域住民等の理解と協力の確保

地域の特性や必要に応じた廃棄物処理施設整備推進の為には、地域住民等との信頼関係の構築と理解を得る事が基盤となる。（標記の閣議決定資料；P10/14）

(資料 2) ごみ処理場建設反対署名調査表(個人調査)

調査期間：H29年10月～30年3月に 小森野校区単位自治会で実施

$$\text{反対署名の割合 } 962 \text{ 名} \div 1102 = 87.3\% (87.296\%)$$

* 調査は、ごみ焼却予定地に近い自治会で実施：(反対署名総数) ÷ (自治会加入 551 世帯 × 2 人) = 87.3%
 (注：自治会加入世帯 × 2 人は、1 世帯の平均人數 2.47 人 × 有権者の割合 0.82 = 2.0254 ÷ 2 人) として計算。
 尚、署名依頼日に所用等で、一定期間の不在の為、実際の調査世帯は、分母の自治会加入世帯より少なく、厳密な
 反対署名の割合は、88%以上と考えられる。

小森野校区単位自治名 (ごみ焼却予定地に近い地域)	自治会加入世帯数 (アパートを除く)	反対署名数
下区東	74	122
下区西	96	182
上園	65	61
中通り	112	269
二丁地中	33	45
二丁地東	33	33
浪打	46	96
小池	92	154
* 上記の署名調査の原本は、別途保管	計 551	962

資料3

鳥栖市のごみ処理施設整備事業に対する小森野自治会のアンケート

このアンケートは、各単位自治会で実施、自治会長会に提出後、平成30年12月に下表にまとめられた。下表の単位は戸数で、調査用紙は1世帯1枚配布。

(注1) アンケートは、次の4項目を調査、アンケート回答率は61.38%

- ① 特に何もしない(ごみ処理案件には反対だが行動はしないも含まれる)
- ② 鳥栖市内周辺自治体と公害防止等安全協定締結を進める
- ③ 裁判所に申し立てる
- ④ あくまで建設反対を貫く

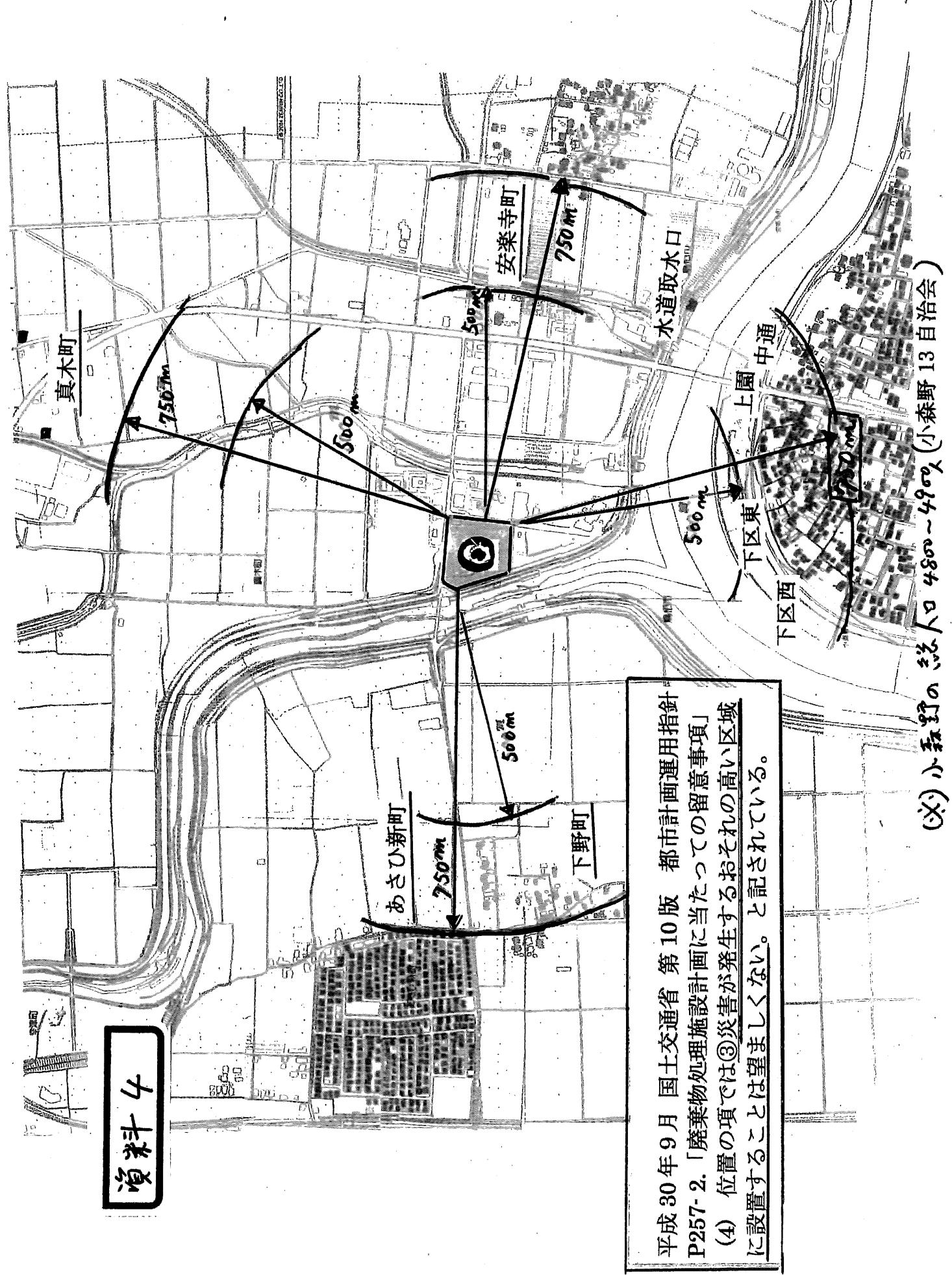
下表の反対世帯②～④の割合は $(121+145+118)/453 = 85\%$

強い反対意見の世帯数③と④の割合は $(145+118)/453 = 58\%$

アンケート集計結果

単位：戸数

	自治会名	特に何もしない ①	鳥栖市内周辺自治体と同様に協定を締結する方向で進める ②	一旦は裁判所へ申し立てるが仲裁に従う ③	あくまで建設反対を貫き仲裁に従わない ④	その他	記入所帯数	未記入所帯数	全所帯数	(③+④)/記入所帯数(%)	備考
1	高野	13	4	9	1	5	32	40	72	25	
2	二丁地東	0	0	30	0	0	30	3	33	100	
3	二丁地中	1	11	5	0	0	17	15	32	29.4	
4	二丁地西	0	0	0	0	33*	33*	26*	59*	—	注1
5	中通	2	6	34	27	1	70	43	113	87.1	注2
6	上園	0	2	4	0	1	7	53	60	69.6	
7	下(東・西)	6	49	35	53	0	143	23	166	61.5	
8	小池	10	13	6	8	0	37	55	92	37.8	
9	浪打	6	12	0	5	0	23	24	47	21.7	
10	団地	18	7	15	20	0	60	14	74	58.3	
11	上日出	6	17	7	4	0	34	15	49	32.3	
	合計	62	121	145	118	7	453	285	738	58.1	
	割合(%)						61	39	100		

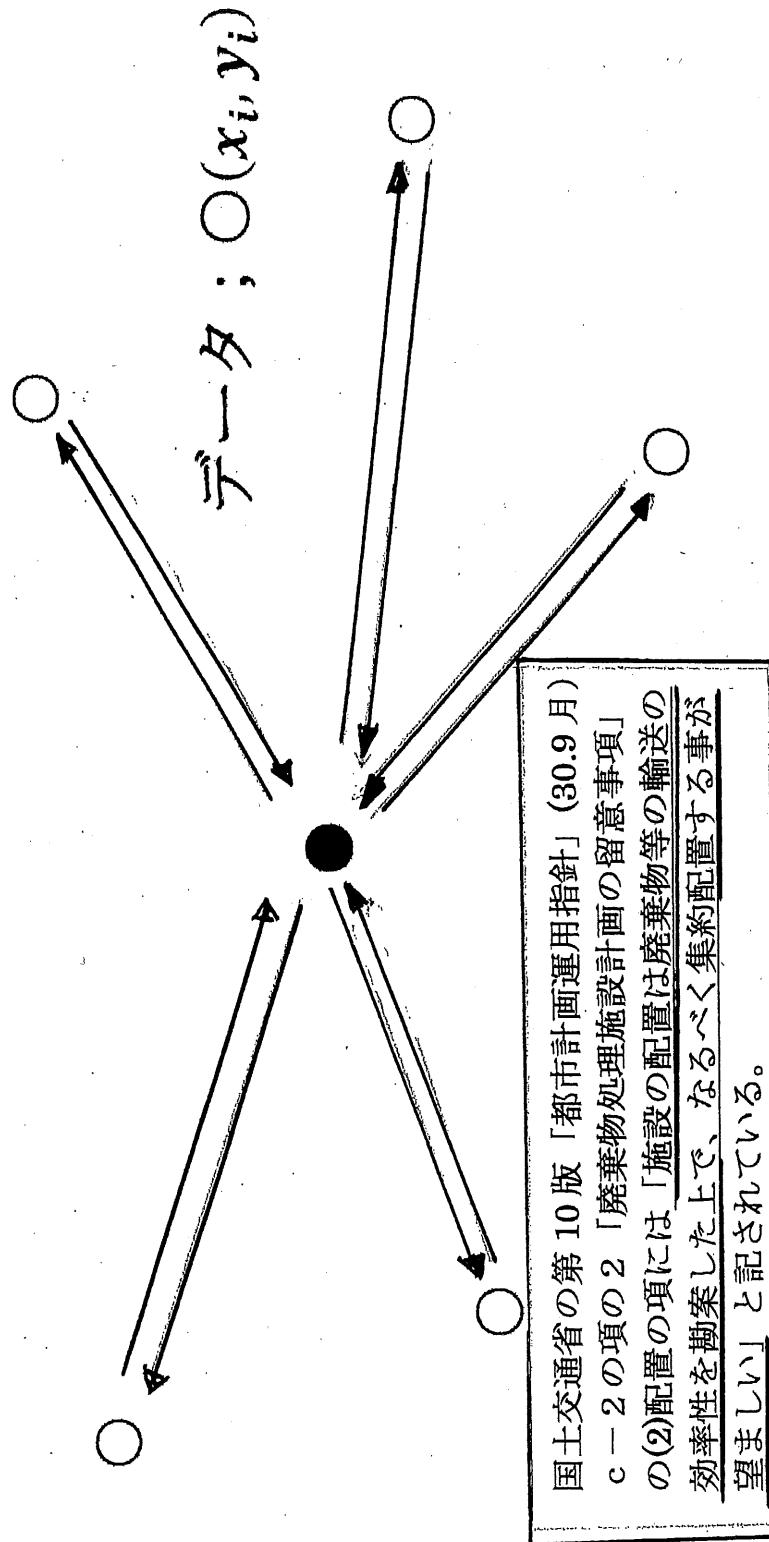


資料6

輸送コストを最小化する 最適候補地選定問題

地図上の,○～●地点を何回も往復する場合、総合距離を最小にする●地点の最適な選定法は、どうするか。

(例) ○は製品の製造工場地、●は製品の貯蔵倉庫地の場合、最適な●地点は?



公述申出書

（鳥栖基山都市計画水道の変更（鳥栖市決定））

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画ゴミ焼却場本道の変更（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

令和元年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人

住所

氏名

職業

記

- 1 意見の要旨 別紙のとおり
- 2 理由 別紙のとおり



①

- 予定地は、市の端づかいであり、保或施設の
集まる、掃き溜めの地である。
- ① 田地の折がりは、米麦野菜の一大生産地である。
- ② 倉庫市上水、県工業用水、農業用水の取水
口が、近在する。
- ③ 犬養川、轟川、前川又東側に大木川、と
宝瓶川へ流入する河川の集まつた地である。
- ④ 旧焼却地で、云々ゆき周辺住民に、心身安なる
意旨を、四十年の承きに亘り、強いうせ、又
今後、厚額にも、同所への建設とは、全く
かつて、人の気持ちを、放擲べし大、並行して
愚策である。
- ⑤ 建設云々より、秀美土壤の、付帯処理の手当
を、まず取組む。この地は、二角洲性低地
であり、砂、土の、地層と考えると、地下
水への影響が、憂慮されよう。直ぐ下を流水る

(2)

02×02

轟木川の西岸、又、跨る二つの近隣の住居戸水
（飼料、農業用）の、水質検査をして、著者への
水質、騒音の松林に好む。まが赤茶である
地下水は、水路があり、数多く流れる資源
である。安心、安全は、最初未めり川べきである

(B) 原察説明資料予測値の種別である。が、是非
とも、安樂寺に建設の、農業用取水津屋の
屋根の塵埃の採取検査を、是非とも願。
作業もなく自然降下の重油と状況があり、

各取水口と同距離である。又、安樂寺町の田舎
西ノ折丁度取水口付近焼却場の煙害が言
と立った地にある。結果が如何か、事実として数値がある事は
大事である。

地元と云う飯村の地区たけが、焼却場設置は
日焼却場の二段煙突、これを室瀬川付岸側
から見たり、余りの近さに、腹立つて何を考え
おるのか真相はこのハカラシがと
怒り心頭怒り聲天を衝くべく、の言葉では
有りますも力ではない。

(3)

02×02

ナリガ無い

最後に環境影響評価方法書

平成二十三年十月奈柳町より

対象事業実施区域を含む周辺の地域は
農地及び住宅地である。

南北へ0.1km×1.4kmの全瀬川流域を中心とした河川沿いは、
住民が散策を楽しむ貴重な自然空間である。

鏡ヶ川は自然景観資源として獨特である。

自由通行河川である。今後自然環境保全基準調査
平成元年環境省

この云う地に土木施設設計圖が折り
図面を示す。一方の変更を示す
長編移動の施設設計圖は21次の要素を
徹底検討し、事に当べきであると考えます。
奈柳町は聞耳をもつて云々

公述申出書

（鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定））

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

令和元年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- 1 意見の要旨
2 理由

別紙のとおり
別紙のとおり



公述申出書（ごみ焼却場の決定④）

1、意見の要旨

鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地として

A 地点（江島町）か、または水道水の取水口から離れた場所を求める。

2、理由

D 地点から南東 500m の右岸には、鳥栖市民が利用している上水道（26,000m³/日）の取水口があり、煙突からの煤煙による飲料水の汚染が心配される。ごみ処理施設からは、生ごみの約 10%の焼却灰が発生する。この灰は火格子の下に溜まる主灰（約 5%）と煙突にいく飛灰（約 5%）に分かれ。主灰は、有害物質の含有量が少なく、セメントの材料等に引き取られる。これに対し飛灰は、金属などの溶けた物質を大量に含んでおり非常に厄介で、現在、有料で三池精練等に引き取られている。今回の事業計画では、次期ごみ処理施設は、最新のごみ処理技術を導入すると記載されている。焼却方式（ストーカ式）と溶解方式（シャフト炉式、流動床式）の処理システムが選定と考えられているが、宮の陣ごみ処理施設焼却方式（ストーカ方式）は、安全というが疑問である。ダイオキシン類の外部流出の原因が人為ミス、処理システムのミスで起こっている。バグフィルターが年間 10 回程交換され、その都度燃焼をやめる必要がある。また、再度燃焼を開始する際、ダイオキシン類の有害物質が排出されるといわれている。自主基準値については、周辺環境を考慮して、まわりに人口が多く、病院や学校を有するなら、さらに厳しい条件にすべきであり、最新の溶融方式を採用すべきである。現在、佐賀県では焼却方式でなく、溶融方式が溶融資源化センター（中原）、佐賀県西部環境施設組合、グリーンビル宝満（基山）で採用されている。今回は入札ありきの処理システム選定であり周辺環境の保全に配慮したとは考えられない。ダイオキシン類などの有害物質は 500m 周辺の飛散量が多いといわれており、水道水取水口の汚染が危惧される。

第 6 版都市計画運用（国土交通省）廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項で、位置については、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないと記載されている。真木町今川は頻繁に線状降水帯が発生し洪水を起こしている。地形的に内水氾濫が起り運搬車両、ごみ処理施設の浸水も考えられる。大気だけでなく、地下水、洪水による汚染も考えられるため周辺住民の健康に影響が大きい。鳥栖市水道水の原水を守るため、次期ごみ処理施設予定地として A 地点（江島町）、又は水道水の取水口から離れた場所を求める。

（広域）

大型（広域）ゴミ焼却場建設反対運動

現地（旧中原町・現みやき町）からの報告

人類に未来はあるか

こわいダイオキシン問題!!
ゴミ政策は間違っている!

山崎義次

■目次

大型（広域）ゴミ焼却場建設反対運動

——現地（旧中原町・現みやき町）からの報告

はじめ	7
第一章 大型（広域）ゴミ焼却場建設計画	9
わが町に建設? もそのゴミが大量に! 厚生省（当時）の課長通達	9
第二章 こわいダイオキシン問題	17
ダイオキシンのりわせ ダイオキシンの発生と量をの単位 T.D.I.（ダイオキシン耐容一日摂取量）と問題点 ガス化溶融炉の危険性と主な問題点	17 21 23 24

西日本新聞

2019年(平成31年)3月23日

ダイオキシン基準値超

久留米ごみ処理施設から検出

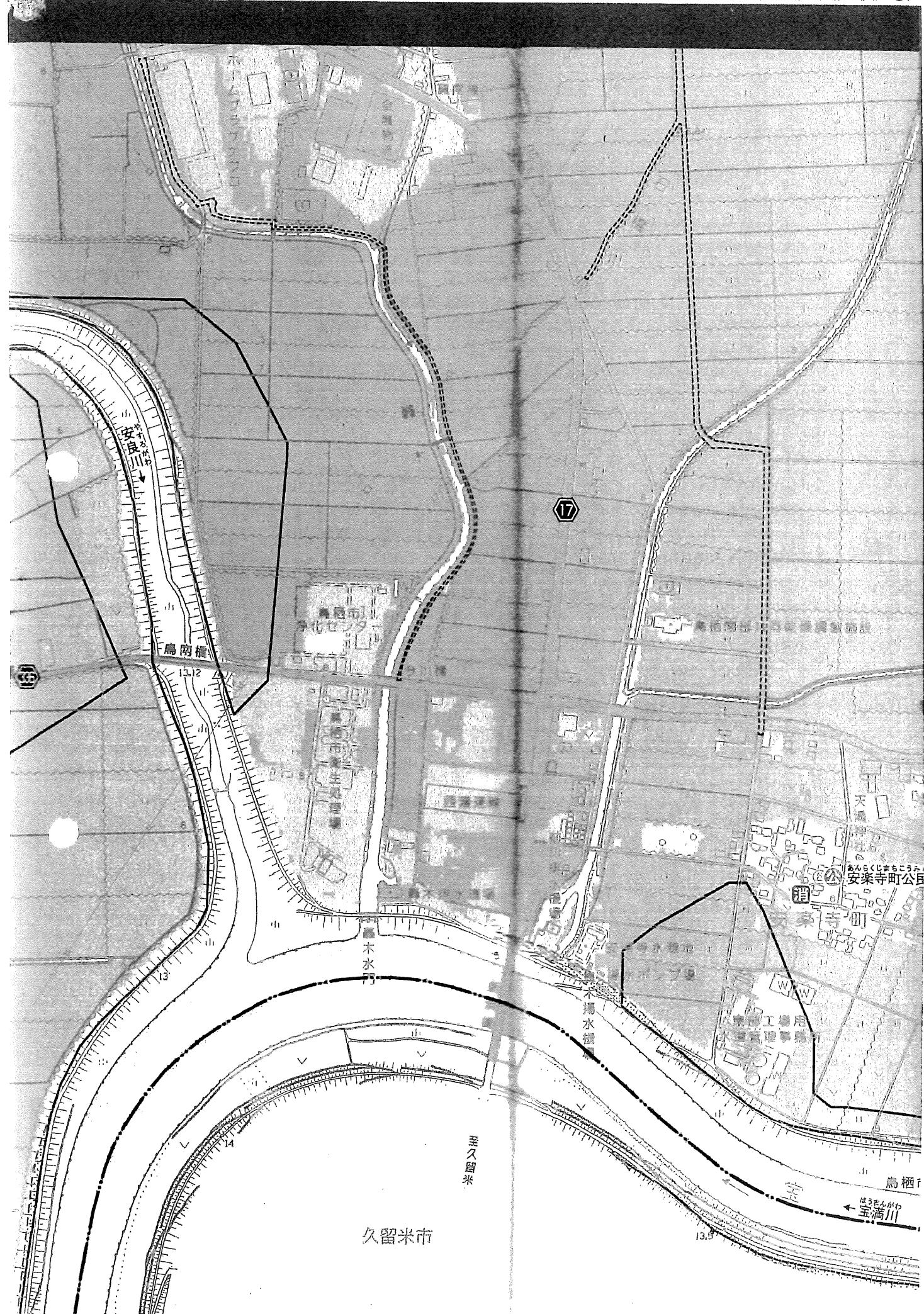
久留米市は22日、ごみ処理施設「富ノ陣クリーンセンター」（同市富ノ陣町八丁島）で生じた飛灰から、基準値を超えるダイオキシン類を検出したと発表した。センターは2016年稼働で基準値超えは初めて。

市によると、2月の定期検査で飛灰の検体から、埋め立て処分基準値（1メートル3メートル）の約2倍に当たるダイオキシン類を検出し

た。飛灰はコンクリートで固め、同市高良内町の最終処分場で処分しているが、基準値超えが判明した今月14日以降はセンターからの搬出を休止。ごみの焼却は続けながら、飛灰は施設内で保管しているという。

市はごみ焼却時の温度や手順に問題がなかったか原因を調べている。最終処分場のダイオキシン類濃度も調べるところ。

（山口新太郎）



(1) 筑後川の洪水の歴史

西暦	年号	事項
八〇六	大同元年	太宰府管内、水害とかんばつにより田園甚禍。 萬葉の國一ヶ年田畠を免ぜらる。
九三八	天慶元七月	大雨洪水 阿蘇川（現大山川）、玖珠川がはん 瀧、日田郡大原神社、広圓寺が溢出。
一二八四	至徳元年	大洪水 玖珠郡浸水一ヶ月間にわび、人畜 は山嶺に避難する。 溺死者八百余人、田畠の損害甚大。
一五七八	天正六年	大雨洪水 玖珠川はん瀧、日田村中一面浸水。
一六一五	寛永二年	干渠堤防三ヶ所決壊。
一六二七	寛永四年七月	洪水洗切瀧ノ下三度浸水、五穀収穫なし。
一六三〇	寛永七年五月	大雨洪水 久留米城下の流失多し。
一六三二	寛永九年八月	大風高瀧 滝多し。
一六五八	万治元年七月	暴雨洪水 小瀧川はん瀧、人馬の流失多し。
一六五九	万治二年	暴雨洪水 田畠荒廃、鉢籠、幕府検査來る。
一六六八	寛文八年五月	大雨洪水 上五郡堤防筋すべて決壊、 被害甚大、高田水道全部破壊される。
一六六九	寛文九年八月	大雨洪水 人馬流失多し、 国籠久留米に下向する。
一六七三	延宝元年五月	大雨洪水 十七・十八日近年に見ない大雨のた め、沿岸堤防決壊、瀧ノ下町床上浸水、人馬 流失多し。
一六七五	延宝三年五月	暴雨洪水 十四日梅雨入り、 柳原堤決壊 人馬流出多し。
一六七六	延宝四年五月	暴雨洪水 延宝元年の水より高い。
一六八〇	延宝八年七月	山瀧（山津波）洪水 瀧ノ下町 床上二尺余浸水。
一六八一	天和元年	洪水、鉢籠、幕府検査來る。 數米（一日一人一合六匁づつ）給す。
一六九五	元禄八年七月	大雨洪水（七月四日）
一七〇二	元禄十五年	暴雨洪水 五月から八月まで洪水三十二回に およぶ。家屋、田畠流失多く被害。
一七一〇	享保五年六月	柳原堤決壊 四十四ヶ村大損害 死着六十一、負傷三十二
一七六七	明和四年四月	高野村堤・石場口堤崩れ
一七七九	安永八年八月	小森野堤四ヶ所崩壊
一七八九	寛政元年	小森野堤崩壊 石場口一丈九尺
一八二五	文政八年五月	小森野一丈六尺
一八三八	天保九年六月	小森野宮脇堤決壊 小森野口・石場口。 柳原口流出 柳原邊園全壊
一八七四	明治七年	小森野・高野堤防崩壊
一八八九	明治二十二年四月	小森野・高野・柳原大洪水
一九五三	昭和二十八年六月	大洪水

〔筑後川五十年史〕九州地方建設局筑後川工事事務所発行、及び「筑
後川洪水年表」続久留米市誌下)

公述申出書

(鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）)

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

元年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 2 理由 | 別紙のとおり |



ごみ焼却場の決定

1. ごみ焼却場とすべきは好い。

下水道高度処理施設を稼動させ
るべきである。 (早急ト)

2 有害物質、地下水の問題、周辺地域
住民の問題、浸水の問題、ハザード
マップの問題等、絶對に考慮条件
である「地域住民等の理解及び協力が
不可欠である」という二点が達成され
ていい。

3 現在8月28日新規登表の「リサイクル施
設の建設予定地」について、リサイクル施設と
焼却施設を隣接する二ヶ所、双方が
トータルで(30%向すれば)相当なコスト
削減となり、莫大な金額である。



1. 最終処分場の横地から2つの沼地の跡地へ流入している。~~が~~
2. 律生処理場用辺は広範囲に汚染されている。土壤、地下水等を広範囲に調査、検査する二点が実現である。
3. 地下水の検査で基準値を超過しているのは、佐賀県において最終処分地からの焼却灰が原因と判斷されている。すでに自己由来のものと整理されていなかったとのことであるか? 佐賀県担当部はそういう判断はしていないと明記している。
4. 沼地には多くの有害物質が流入しており、最終的には「土壌投入」で処理された。
5. 最終処分場及び地盤周辺では、土地の掘削、形質の変更はしてはならない。
律生処理の全体は今後「決定(83)」に基づく下水道施設用地を含め、掘削、形質変更、工事による推動等をするべきハンドラブルである。現資源の回収の目的とする観察にすれば理解できる。

(2)

6. 地元及び周辺住民といふ言葉がでてく
るが、具体的にどこをさすのか明示され
ない。
7. 用地選定後、浸水区域内容変更であ
れば、用地被反映のものを見直すべき。
下水道の変更地も今までの焼却場決定
地と標準高は同じである。
8. 焼却場取り付け施設の必要とすれば
4ha以上の用地を確保し、建設地を各市町
に順次引渡すのみで、20~30年耐用してう
すぐ再び新しく建設すれば良い。それで
くる迄も、100年の大計とは子
9. 建設用地選定メンバーにはなく市民の情報を
取ること。町区自治会を活用する。
10. 説明会は算せざれどもこれか報告会に
なりきがていい。
11. 人口85万程度、500t/日燃
設を29所の方へ終着用(25~30年後の)
は莫大な削減となる。100年の大計を
立てる。(3)

12. 地盤調査もスザンであります。市有地
の方からユンケルによりも政策変更がある命令
の中身の文書をあれば解はば、アントラニ特
にヨリのと、行政焼却場は次期ゴミ処理場
にはなりととある限りではあります。
建設費用の算体費用を捻出する為でないと
コトは事は考えられること。

B. 現中空の施設は千ヶ年は達成可能である

13. 現中空町のゴミ焼却施設に関する
基本協定書

15. 次5条では「この施設の計画及び内容の
変更並びに新規計画(予)が生じた際
は甲は乙の内と事前に協議を行ふ
と約定する。直ちに協議開始し、
リサウル施設と焼却場を併設する5ha以上の
用地選定を市政(各町区町会)を中心に入れ
て行うこと。神戸・寺町・野は平成38年(令和4年
度末)迄に可能。鳥羽三番島も平成40年
(令和9年)度迄に可能となる。
(※時間に充分考慮している)

4

公述申出書
(ごみ焼却場の決定)

令和元年9月27日開催の公聽会において、
下記のとおり意見を述べたので、申し出ます。

令和元年9月16日

鶴栖市長 橋本 康志様

公述申出人

記

1. 要旨---別紙の通り
2. 並びに



次期ゴミ処理施設について一言申し上げ度い。

失が、真木町に設置予定とあるが、その決定に当って、真木町
住民の同意を得たとき山でいるが、そのほとんどの住民は遠く離れた
位置に居住地として同意意を成す持ちにいく。一方で、施設の
すぐ近くの他県ではあるが、小森野地区には多数の住民があり、
なかか、病院、小学校、幼稚園も存在するが、その住民の
同意は得られておらず無視を山でいる。今からでも遅くなく、
同意を得る努力をして欲しい。我々も無視しないで欲しい。
次に、燃焼方式に向けて、現行のみやき町では溶融方式と
採用しているとあるが、なぜ、耐用年数の少ない当方式を採用されたのが、
恐ろく、公害(ダイオキシンなど)の問題でそうしたのが山である。
しかし、次期ゴミ施設では、稼動30年を予定している。と言う事は
公害に甘い燃焼方式が内々で決定されている事が有る。
正に、住民軽視、経済性優先のエゴが見取れる。
どうしても、燃焼方式にこだわるならば、居住区域から離れた
場所を選定すべきである。

端町を避けて入る。
又、設置予定の真木町は大雨のたびに浸水騒ぎが発生する。
地形となつてゐる。先の真木町の以前の焼却施設の地下には
多量の有害焼却灰が眠つてたり、水害発生時は流出する危険性
大である。もし真木町に燃焼方式の施設が設置されると、それが
発生する有害焼却灰が30年に渡り増え続け、更に流出による
公害のリスクは増大する。

以上に於り、次期ゴミ施設は居住区域から遠く離れた所への
賢者の選定を切に極うものである。

公述申出書

（鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定））

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

2019年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 2 理由 | 別紙のとおり |



意見の要旨

- 最終候補地 5か所の 20 項目の採点結果の中で、環境条件（近隣住宅の住戸数、洪水の安全性）、経済条件（収集運搬距離）の 3 か所で適切な計算が行われていない。これらを修正すると、最高得点は A 地点となる。候補地に関して、A 地点への変更または白紙撤回を要望する。
- 鳥栖市環境基本条例第 15 条に基づき、旧ゴミ焼却場の 2 か所の有害物質による地下水、水脈の汚染調査が終わるまで、現計画を中止することを要望する。

理由

- 最終候補地 5か所に対して、20 項目（環境条件 8 項目、経済条件 4 項目、用途取得条件 3 項目、立地条件 5 項目）の採点を行い、その集計結果から、E 地点（最初の候補地）が最高点になるので、ここに決定したと述べられている。しかし、以下の 3 項目に関して、詳細に調べてみる。その結果は、A: 66 点、D: 62 点、E: 64 点となる（資料 1）。以下、A 地点と現候補地の D 地点の比較についてのみ説明する。

住宅の住戸数（①①、②、②）に関しては、住宅密集地の中心地にある工業団地（B）を入れて、相対的評価をすると、集落の考え方の違いにより、評価に一般性がなくなる。このように、住宅数の分布の形が異なる場合、半径何m以内の住戸数を調べることの方が、評価の一般性が出てくる。A 地点（8 点→6 点）、D 地点（10 点→4 点）。これは A（競馬場敷地）と D（近隣地区は小森野、安楽寺、下野町、あさひ新町、真木町）の人口分布からも明らかである。

災害の安全性（洪水）（⑥⑥）に関して、D 地点は、旧ハザードマップ（平成 27 年 11 月作成）では 0.5m～1m の浸水となっているが、新ハザードマップ（平成 31 年 3 月作製）では 3m～5m となっている。この結果、洪水のない A 地点の点数（5 点）は変わらず、D 地点の点数が変わる（3 点→1 点）。

ごみの収集運搬距離（⑨⑨）に関しては、鳥栖市の人口中心地からの距離のみで計算するのは明らかに誤りである。ごみは 2 市 3 町から運ばれる。2 市 3 町、それぞれについて「人口×人口中心地から各候補地までの距離」を計算し、その合計で比較するのが妥当である。この結果単位は「万人・km」となる。この結果、A 地点（1 点→5 点）、D 地点（5 点→1 点）となる。

- 以上より A 地点（64 点→66 点）、D 地点（74 点→62 点）となり、A 地点が最高点となる（B,C,F 省略）。
- 昨年（平成 30 年）12 月に見つかった旧ため池の場所（昭和 42 年～昭和 51 年の約 9 年分 23,300m³ の飛灰等が埋蔵）で、地下水からはダイオキシンが環境基本値の 1.7 倍、土壤からは、鉛 1.7 倍、ヒ素 3.8 倍、フッ素 9.5 倍は検出されている。これとは別に、現在ごみ分別場と使用している最終処分場跡地の場所（昭和 51 年～平成 15 年の約 27 年間分 28,000m³ 飛灰が埋蔵）では、モニター井戸 No.3 の地下水から環境基準値の約 4 倍のヒ素が検出され続けている（資料 2）。

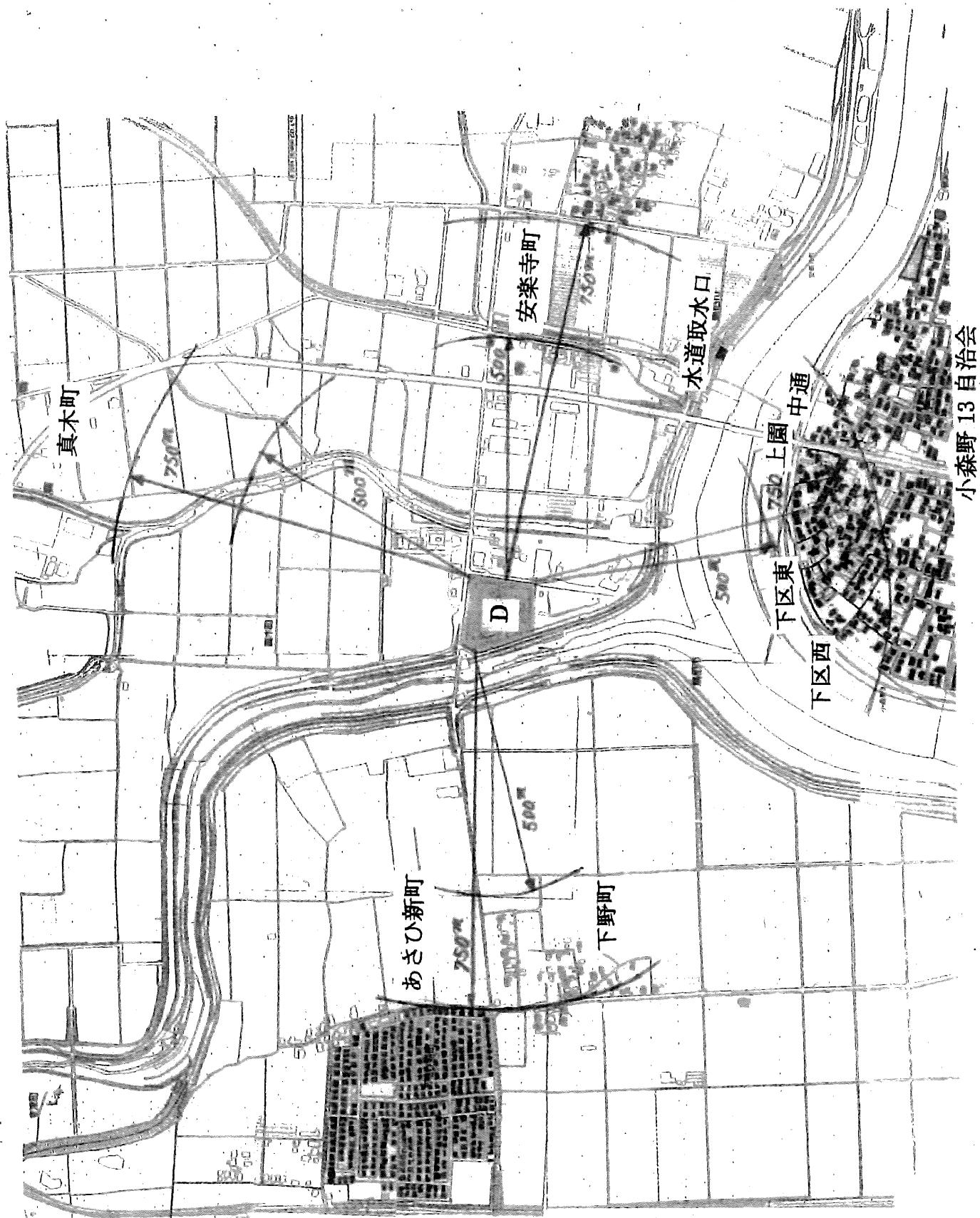
また、これらの処理場は、素掘りである（最終処分場跡地は平成 10 年に周辺部のみ、波板とビニールで遮水工事がなされているが、底辺部は素掘りのまま）ので、近隣地区（小森野、安楽寺町、下野町、あさひ新町、真木町）の井戸水および水脈が汚染されている可能性が大である。

鳥栖市環境基本条例第 15 条調査の実施（市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。）に基づき、至急この調査を行い、その調査結果が出るまで、D 地点での計画を中止することを要望する。

公述申出書（ごみ焼却場の決定⑦）

資料1 最終候補地5か所の評価、表示はA,D,Eの3か所(白丸数字①・は鳥栖市案、黒丸数字②・は小森野案)

評価項目	評価基準	A(競馬場用地)		D(下水道高度処理)		E(衛生処理場敷地)	
		鳥栖市案	小森野案	鳥栖市案	小森野案	鳥栖市案	小森野案
環境条件	①近隣住宅地(集落)までの距離	◎390m以上 ○220m以上390m未満 △220m未満	○	/	◎	/	◎
	②近隣住宅の住戸数	◎238戸未満 ○238戸以上438戸未満 △438戸以上	◎	/	◎	/	◎
	① 750m内の住戸数	◎100戸未満 ○100戸以上500戸未満 △500戸以上	/	○	/	○	△
	② 750m～1km内の住戸数	◎200戸未満 ○200戸以上1000戸未満 △1000戸以上	/	○	△	/	△
	③④都市計画法の用途地域	◎工業系の用途地域 ○工業系以外の用途地域かつ都市施設として定められている施設 △工業系以外の用途地域かつ都市施設として定められていない施設	/	○	/	○	/
	④⑤教育施設、福祉施設、医療施設	◎840m以上 ○570m以上840m未満 △570m未満	◎	◎	○	○	
	⑤⑥災害の安全性(地震)	◎震度6弱未満 △震度6弱	◎	△	△	△	
	⑥ 災害の安全性(洪水)	◎0.5m未満 ○0.5m以上1m未満 △1m以上2m未満	◎	/	○	/	○
	⑥ 災害の安全性(洪水)	◎0.5m未満 ○0.5m以上3m未満 △3m以上5m未満	/	○	△	/	△
	⑦⑧森林開発等の必要性	◎対象外 ○一部対象	○	○	○	○	
経済条件	⑨道路の混雑度	◎1.17以下	◎	○	○	○	
	⑨収集運搬距離	◎3.6km未満 ○3.6km以上4.2km未満 △4.2km以上	△	/	○	/	○
	⑩収集運搬距離	◎88(万人・km)未満 ○88(万人・km)以上100(万人・km)未満 △100(万人・km)以上	/	○	△	/	△
	⑪⑫搬入道路整備の必要性	◎整備不要 ○負担なし △負担必要	○	○	○	○	
	⑬⑭他の市施設との補完性	◎有 △無	△	△	△	○	
用途取得条件	⑯⑯用地取得の難易度(所有者)	◎鳥栖市 ○国・他の地方公共団体 △国・他の地方公共団体以外	○	○	○	○	
	⑯⑯用地取得の難易度	◎不要 ○内部(鳥栖市)調整必要 △外部(他の団体)調整必要	△	△	△	○	
	⑯⑯用地の地形	○造成容易 △大規模造成、建築物除去が必要	○	○	○	△	
立地条件	⑯⑯用地面積	◎32,400m ² 以上 ○24,700m ² 以上32,400m ² 未満 △24,700m ² 未満	○	△	△	△	
	⑯⑯用地形状	◎30%未満 ○30%以上34%未満 △34%以上	○	○	○	△	
	⑯⑯幹線道路利用搬入容易性	◎0m	○	○	○	○	
	⑯⑯電気・ガス・水道・下水道の確保	◎必要項目・任意項目2つ以上整備容易 ○必要項目のみ整備容易 △すべて整備が困難	○	○	○	○	
	⑯⑯他の施設との連携の可能性	○可能性大 ○可能性小 △可能性なし	△	○	○	○	
個数	◎ 5点		8	8	12	9	13 10
	○ 3点		6	7	3	3	3 2
	△ 1点		6	5	5	8	4 8
点数	100点		64	66	74	62	78 64



資料2 真木町敷地内の地下水及び土壤から検出されている有害物質

稼働期間	焼却設備配置場所	焼却設備容量	飛灰埋め立て場所	埋蔵量	埋め立て方法	検出有害物質		参考資料
						地下水	土壤	
年数		トン/日		m ³		環境基準値の倍数		
1 9(S42 ～S51)	現衛生処理場(芝生 の北側)	20	芝生の場所	23,300	素掘り(ため池利 用)	ダイオ キシン 類(1.7 倍)	鉛(1.7倍), ヒ素(3.8 倍), フッ素 (9.5倍)	①
2 28(S51 ～H16)	南西部(建 物は現存)	120	最終処分場 跡地(現分別 ごみ集荷場)	28,000	S51年に素掘りで 建設。H10年に周 囲だけに遮水工 事を行う。	ヒ素(4 倍)		②

参考資料

①、鳥栖市議会だより(平成31年2月15日)

②、平成25年11月14日以後の最終処分場跡地のモニタリング井戸(No.1～No.3)の水質検査の結果

(鳥環第6921号、平成31年3月22日)

公述申出書

（鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定））

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

2019年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人

住所

氏名

職業

記

1 意見の要旨

別紙のとおり

2 理由

別紙のとおり



別紙

1. 意見の要旨

過去（1975年2月）、都市計画の中で中長期的な計画が現、浄化センターの位置づけで計画されたものを変更する必要はないと判断します。

2. 理由

都市計画で中長期的な計画設計が変更になると、設計変更等により無駄な費用が発生する。

また、同設備は周辺に集約することで配管等のスリム化を図り経費のコスト削減及び管理の効率化につながる。

以上

公述申出書

(鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定))

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定)について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

令和元年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 2 理由 | 別紙のとおり |



1、意見の要旨

D 地点は長期的視点から、し尿処理施設として計画されたもので、予定通り高度処理施設用地として活用するべきである。D 地点をごみ処理施設への変更はすべきでない。

2、理由

鳥栖市の E 地点衛生処理場に決定した過程が、E 地点ありきで進められた。第 3 回次期ごみ処理施設候補地選考委員会において、旧処理施設の取り壊し費用を捻出するなどの経済的メリットを優先させて E 地点に決定した。その後、[REDACTED] より江島町への次期ごみ処理施設誘致の要請書が提出されたが、経済性を理由に E 地点が決定された。さらに E 地点において有害物質が検出されるや、候補地が D 地点に変更となつた。

ごみ処理施設予定地選考の過程で 5 カ所が次の候補地となつた。A 地点江島町、B 地点西部工業団地、C 地点真木町下水道拡張用地、D 地点真木町高度処理用地、E 衛生処理場である。

平成 29 年 10 月 24 日サンメッセにて鳥栖市の説明会が行われた、その際、次期ごみ処理施設予定地として C 地点下水道拡張用地にしたら良いのではないかと提案した。

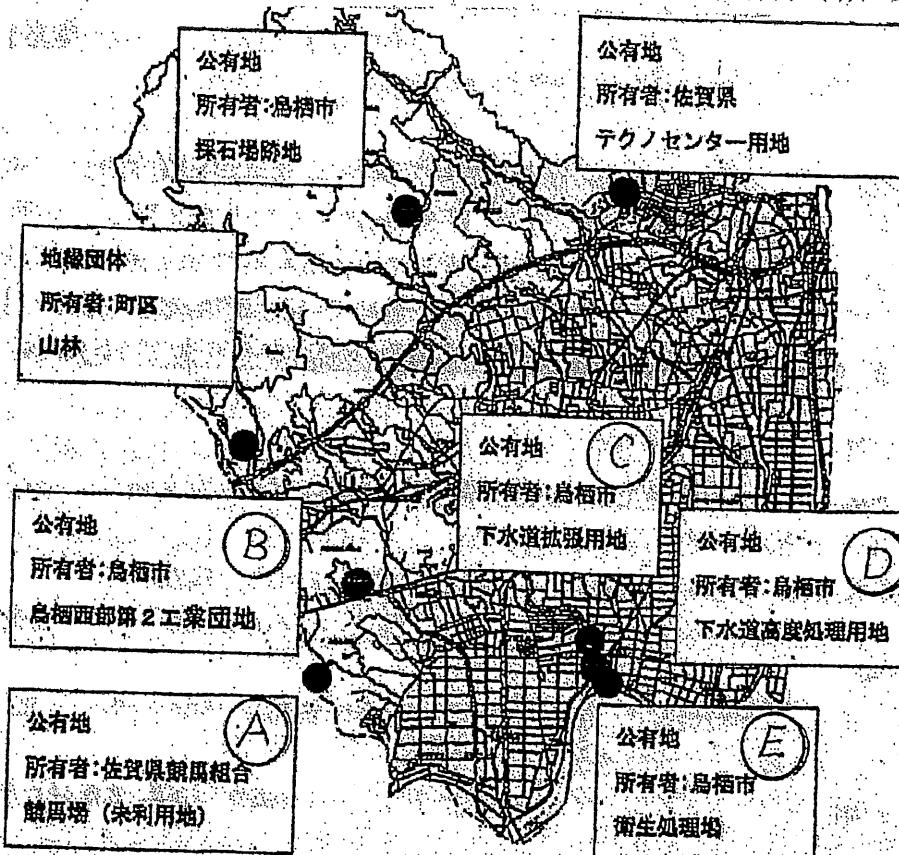
E 地点の候補地が平成 26 年の第 3 回次期ごみ処理施設候補地選考委員会で決定したので、C 地点はすでに高度処理施設の工事に入っている。C 地点のごみ処理施設候補地は出来ないと否定された。

D 地点は元々高度処理施設用地として考えられていた。たまたま E 地点の候補地でダイオキシン類などの有害物質がみつかったため、E 地点の候補地をあきらめ、D 地点をごみ処理施設候補地とした。

D 地点はごみ処理施設候補地変更の申請が提出するまで、下水道高度処理用地である。今回 D 地点をごみ処理施設に変更はしないで、高度処理施設として残し、C 地点下水道拡張用地をごみ処理施設予定地として活用すべきと考える。

最終選考 5か所 A～E の場所(参考のため第 1 次選考 8か所も含む)

(参考資料：次期ごみ処理施設候補地選定に係る調査検討結果報告書(案)、平成 26 年 7 月 29 日)



平成31年2月15日

市議会だより

第179号

次期ごみ処理施設

このことを踏まえ、次期ごみ処理施設整備事業の事業主体である佐賀県東部環境施設組合（鳥栖市を含む 2 市 3 町で構成）の首長が話し合いを行い、建設予定地として検討する①現在の次期ごみ処理施設建設予定地から南東部及び最終処分場跡地を除外し、北西部のみを建設の可否について最終確認することとする。という 2 つの事項について方向性が確認されました。

昨年 12 月 3 日、次期ごみ処理施設建設予定地における土壤調査について、建設予定地の南東部の一部から埋設物が確認され、環境基準値を超える物質が検出されたといつことが議会に報告されました。

今後どうするの？



Q 土壤調査の結果はどうだったの？

1. 埋設物層は約 23,000m²で、最も厚いところで約 7 メートルある。
2. 埋設廃棄物の一部から鉛（最大で環境基準の 4.1 倍）、ヒ素（同 3.9 倍）、フッ素（同 9.4 倍）が検出された。
3. 埋設物層下の地山からも鉛（最大で基準値の 1.7 倍）、ヒ素（同 3.8 倍）、フッ素（同 9.5 倍）が検出された。
4. 地下水からホウ素が検出（最大で基準値の 2.5 倍）されたが、モニタリングや周辺環境等から自然由来の可能性が高い。
5. 埋設物層中に設置した観測用井戸水から排出基準値内におさまっているが、環境基準値において 1.7 倍のダイオキシン類が検出された。ただし、現在井戸水を摂取したり接触できる状況はない。
6. 日々ごみ焼却場等のものと考えられる地下構築物（基礎杭等）が発見された。



平成 31 年 3 月 29 日

ごみ処理施設のD地点での建設について

I. 現在、鳥栖市が検討中であるD地点の問題点

① 鳥栖市の新洪水ハザードマップ（平成 31 年 3 月発行予定）によると C,D,E 地点は、5~10m の浸水地域となる。よって、第1次選考⁽¹⁾の除外条件⑦鳥栖市の洪水ハザードマップにおいて浸水 2m 以上の区域に該当することになる。また、昨年 7 月 6 日の大雨のさい、この地点を含む 17 号線、366 号線が 1~2m 浸水し、通行止めになった。大雨で道路が冠水する地点での建設には無理がある。

② D 地点の南に、現在ゴミの分別場として使用されている最終処分場跡がある。ここには昭和 51 年から平成 10 年までの 22 年間の飛灰、28,800m³ が埋設されている。平成 19 年 8 月の最終処分場廃止申請時の検査で、この埋設地のモニタリング井戸 No.3 の地下水から基準値の 5 倍のヒ素、保有水集排水設備から、公共水域への放流基準値を超える BOD (生物学的酸素要求量)が検出されている。また、モニタリング井戸 No.1 の地下水から基準値の 0.52 倍のダイオキシンが検出されている。D 地点に建屋を建設すると、その工事等で最終処分場跡の有害物質が下流域に流れ出る恐れがある。

③ 12 月 8 日及び 26 日の新聞によると、D 地点の南東に隣接する当初の予定地 E 地点で見つかった有害物質を含む 23,000m³ の埋設物の処理に数億円以上の処理費と 1 年以上の時間を要する。

④ 旧焼却炉稼働中に小森野小学校区では小児気管支喘息、皮膚疾患が多くみられた。今回、平成 15 年当時 6 年生であった児童の母親に対面または電話で聞き取り調査を行った。当時の在校生 34 名中 25 名から回答が得られた。喘息被患率は 12% (3/25 名) と全国平均 1.6% より高く皮膚疾患も 8 名確認された。兄妹にも喘息 4 名、皮膚疾患が 7 名いた。大気汚染による健康被害が疑われる。

⑤ D 地点から南東 500m の宝満川の右岸には、鳥栖市上水道 (26,000m³/日) の取水口があり、煙突からの煤煙および、洪水時の逆流による飲料水の汚染が心配される。

⑥ D 地点敷地から自治会加入者住宅までの距離について調べる。敷地から、南 550m に小森野北部の 4 自治会（下東、下西、上園、中通）の 1100 戸、西 550m に下野町の 28 戸、同じく西 700m に、あさひ新町の 402 戸、東 450m に安楽寺の 1 戸、東 650m に安楽寺町の 56 戸、北 900m に真木町の 428 戸の集落がある。この他に、自治会未加入者の住宅が東 450m に 9 戸ある。鳥栖市は平成 28 年 2 月に真木町自治会のみの同意を得て計画を進めているが、閣議決定の基本的理念である「廃棄物処理施設の整備に当っては、地域住民等の理解及び協力が不可欠である」を満たしていない。

II. 変更要望案

第 1 案：最終候補地 5 か所の中で、意見書⁽²⁾で最高点になった A 地点を要望する。なお、この A 地点である江島町西谷地区に関しては、この場所を建設地として選定するよう要望書が、旭地区区長会会長を通じて鳥栖市議会に平成 26 年 8 月 1 日に提出されている。

第 2 案：選択肢を広げ、第 1 次選考地 8 か所の中から検討する。

第 3 案：2 市 3 町内で新たな候補地を探す。無理なら、現在稼働中のごみ処理施設の運転延長、または、この場所での新設を検討する。

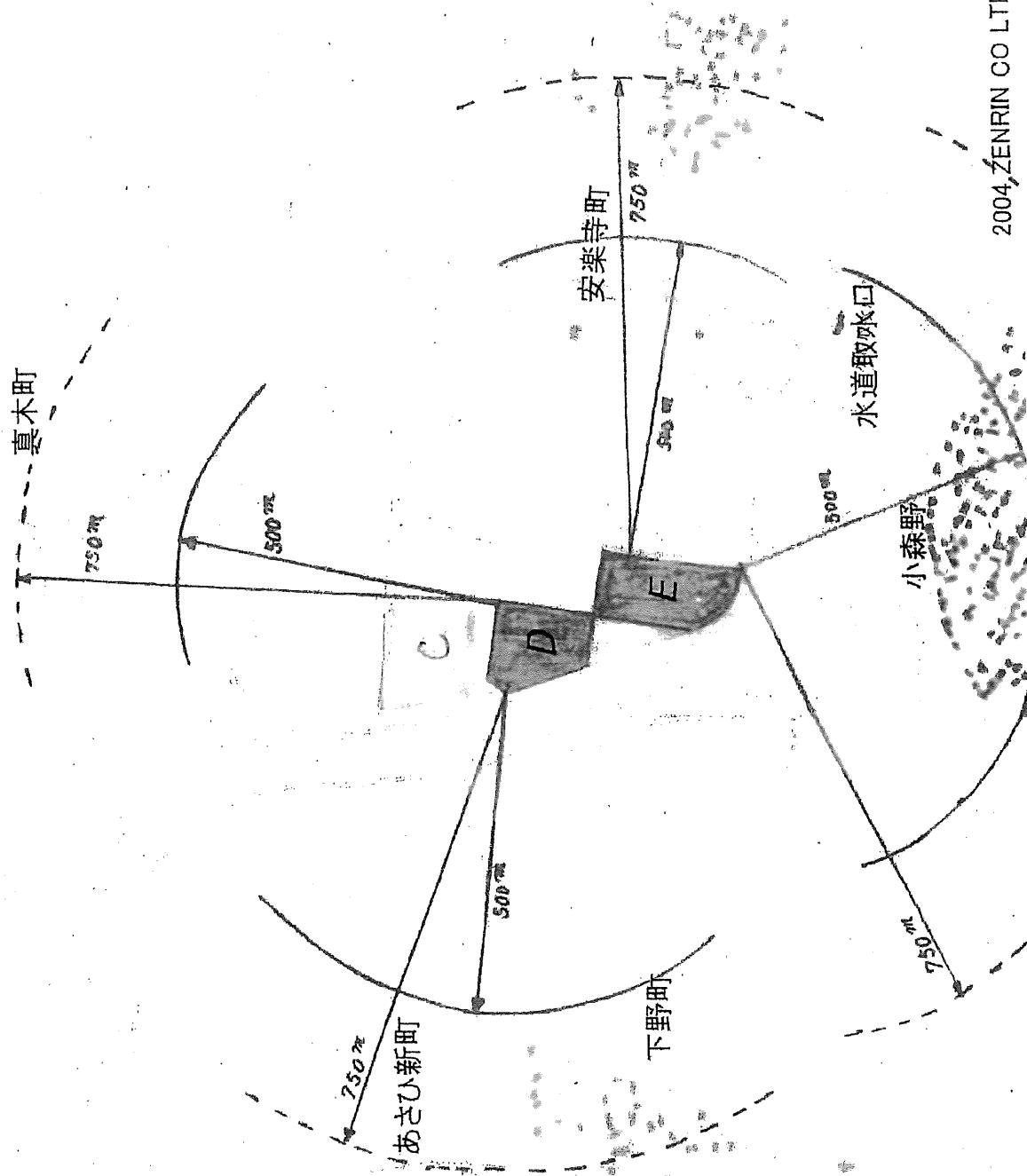
参考資料

- (1) 次期ごみ処理施設候補地選定に係る調査検討結果報告書(案)、平成 26 年 7 月 29 日、鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会（全 24 頁）。
- (2) 環境影響評価方法書意見書、平成 29 年 11 月 28 日、中通自治会他 6 名（全 18 頁）

H31.3.25

ごみ処理施設からの近隣自治会までの距離と、鳥栖市の水道取水口の位置

N ↑



2004 ZENRIN CO LTD

公述申出書

(鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定))

令和元年9月24日開催の公聴会において、鳥栖基山都市計画下水道の変更(鳥栖市決定)について、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

元年9月17日

鳥栖市長 橋本 康志 様

公述申出人
住所

氏名

職業

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 意見の要旨 | 別紙のとおり |
| 2 理由 | 別紙のとおり |



下水道の変更

1. 下水道地域における用する事。
変更すべきではない。

2. 理由

今ある「高度処理」(2番目)とは
おどろきである。早急に高度
処理施設を稼動させよべきである。

* (屎処理場の分を 20% (?)
廻入れる) あれば がさらである。

従衛生処理場は「下水道」用地とし
て全体を下水道用連続施設とし
て活用すべきである